

事業者経営支援金

対象者

以下の要件をすべて満たす中小企業等

- 市内に事業所を有する中小企業、個人事業主、公益法人等（個人事業主は、現住所が市内でも可。また業務委託契約に基づく給与所得者も対象）
- 現に継続して事業を行っており、支援金交付後も事業を継続する意思があること
- 下記のいずれにも該当しないこと
 - ・風営法第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営む個人事業主又は法人
 - ・政治団体
 - ・宗教上の組織又は団体
 - ・上越市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1項第1号及び第2号に該当する個人事業主又は法人
 - ・その他助成金の趣旨、目的に照らして適当でないと認められる個人事業主又は法人

※その他詳細は、次頁以降をご確認ください。

給付額・交付回数

売上減少率、売上規模に応じて、最大100万円を給付。（一事業者につき1回まで）

※創業時期や売上高等に応じて、金額が変わります。詳細は次頁以降にてご確認ください。

必要書類

- (1) 上越市事業者経営支援金交付申請書 ※上越市ホームページからダウンロードできます
- (2) 確定申告の書類の写し（詳細は次頁をご確認ください）
法人…法人税申告書（別表一）、法人事業概況説明書
個人事業主（青色申告）…青色申告決算書
個人事業主（白色申告）…収支内訳書
- (3) 売上額が確認できる書類の写し（詳細は次頁をご確認ください）
（例）：売上台帳、総勘定元帳
- (4) 本支援金を振り込む金融機関、支店及び口座を確認することができる通帳などの写し
- (5) 交付対象要件確認チェックシート（法人、青色・白色申告、創業時期に応じてシートが異なりますのでご注意ください）
- (6) 誓約書
- (7) （創業時期が2018年12月以降の方のみ）開業届の写し
- (8) （業務委託契約に基づく給与所得者のみ）業務委託契約書の写し
- (9) （市外に本社がある事業者のみ）市内に事業所があることが分かる書類
（例）：営業許可書の写し、ホームページの写し、電話帳の写し、事業所の写真など

申請方法

新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、窓口での申請手続きによる「密集」「密接」を防ぐため、**申請書類は郵送で提出してください。**

送付先：〒943-8601 上越市木田1-1-3 上越市産業政策課 行

申請期限

令和3年7月30日（金）当日消印有効

支払方法

申請書類の審査完了後、14日間前後で指定の口座に振り込む予定です。

詳細については、上越市ホームページのトップページ「経済対策・生活支援」のバナーからご確認ください。

【問合せ先】 上越市産業政策課産業振興係 ☎025-526-5111 内線1727、1270、1211

事業経営支援金の給付申請に関するご確認内容

申請にあたっては、以下のステップ①～③をご確認ください。

ステップ①

書類の準備…確定申告方法と創業時期に基づき、下表の区分に応じた書類をご用意ください

創業時期 確定申告種別	2018年11月以前	2018年12月～ 2020年8月	2020年8月以降
	法人・青色申告	A-1	A-2
白色申告・公益法人※	B-1	B-2	

※公益法人は種類により必要書類が異なります。詳しくは産業政策課までお問合せください。

(1)確定申告書

【法人】

A-1 : 2018年、2019年、2020年度の法人税申告書（別表一）、法人事業概況説明書の写し

A-2 : 創業年度～2020年度の法人税申告書（別表一）、法人事業概況説明書の写し

【青色申告】

A-1 : 2018年、2019年、2020年度の青色申告決算書の写し

A-2 : 創業年～2020年の各年の青色申告決算書の写し

【白色申告】

B-1 : 2018年、2019年、2020年度の収支内訳書の写し

B-2 : 創業年～2020年度の各年の収支内訳書の写し

(2)売上額が確認できる書類の写し（売上台帳や総勘定元帳等）

A-1・A-2 : 2020年11月～申請月の前々月（または2021年4月のいずれか早い月）までの各月売上資料

B-1 : 2018年11月～申請月の前々月（または2021年4月のいずれか早い月）までの各月売上資料

B-2 : 創業月～申請月の前々月（または2021年4月のいずれか早い月）までの各月売上資料

ステップ②

売上の確認…以下の(1)(2)の要件に該当しているか確認して下さい

(1)新型コロナウイルス感染症の第1波前と2020年11月以降の売上比較

A-1 : 2020年11月から申請日の属する月の前々月 又は 2021年4月のいずれか早い月まで間の各月の売上高（売上台帳等で確認）が、2018年11月から2019年4月まで間のそれぞれ同月の売上高（確定申告の「法人事業概況説明書」の写しで確認）と比較して、すべての月で売上高が減少している。

B-1 : 2020年11月から申請日の属する月の前々月 又は 2021年4月のいずれか早い月まで間の各月の事業収入が、2019年の年間事業収入額を12で割った額（月平均売上高）と比較して、すべての月で売上高が減少している。

A-2・B-2 :

2020年11月から申請日の属する月の前々月 又は 2021年4月のいずれか早い月まで間の各月の売上高（売上台帳等で確認）が、創業した日の属する月から12か月間 又は 2020年10月のいずれか早い月までの売上高（確定申告を青色申告で実施の場合は「法人事業概況説明書」の写しで、白色申告で実施の場合は売上台帳等で確認）の月平均額と比較して、すべての月で売上高が減少している。

(2)新型コロナウイルス感染症の拡大時における営業と売上減少幅の確認

確定申告方法や創業時期による区分によらず、以下の全てに該当するか確認して下さい。

- ①(1)で行った売上比較において、連続する2か月で売上が25%以上減少、または連続する3か月で売上げが20%以上減少している
- ②上記①の対象とした連続する月の中に、売上がない月が含まれていない
- ③2019年4月から2020年10月までの間のうち事業を行っていない月(売上がない月)が3か月以上ない

ステップ③

給付額の確認…下表に基づき、給付金額を確認してください

		(★)		
		A-1：2018年11月～2019年4月の月平均売上		
		B-1：2019年の年間事業収入額を12で割った額 (月平均売上)		
		A-2・B-2：創業した日の属する月から12か月間 又は 2020年10月のいずれか早い月まで売上の 月平均売上		
		1,000万円超	500万円超 1,000万円以下	500万円以下
2020年11月以降 (～2021年4月) の各月の売上と	3か月連続して 50%以上減少	1,000千円	500千円	300千円
	A-1： 2018年11月以降 (～2019年4月) の各月の売上を それぞれ同月で比較	500千円	250千円	200千円
	B-1： 2019年の年間事業収入額を12で割った額 (月平均売上)を比較	250千円	125千円	100千円
	A-2・B-2： 創業した日の属する 月から12か月間 又は 2020年10月のいずれか 早い月まで売上の 月平均売上を比較			

※ ただし、この表の(★)で算定した月平均売上が、表中の額をよりも下回る場合は、当該月平均額を支援金の額となります。